

福島第一原子力発電所における放射線管理区域への出入管理不備の 調査結果について

当所では、人事異動により転入した社員への研修の一環として、現場見学教育を実施しておりますが、平成16年7月9日、当該研修を受講していた当社社員40名のうち1名が、5号機の放射線管理区域^{*1}への立入手続きが正規に行われないうまま入域した事象が発生したことを確認いたしました。なお、本人の放射線被ばく及び放射性物質による汚染はありませんでした。(平成16年7月9日お知らせ済み)

調査の結果、放射線管理区域へ一時的に立入を許可される者(一時立入者^{*2})に対する手続きが正規に行われなかった要因として、以下のことが確認されました。

- ・ 当事者は、以前の職場で放射線業務従事者として勤務していたため、本研修に際して、放射線業務従事者であると誤って研修受講の申請を行った。また、研修担当箇所が申請内容について確認する運用とはなっていなかった。
- ・ 放射線管理区域への入域直前に、当事者が放射線業務従事者でないことが確認されたため、案内者が一時立入者としての追加入域申請、許可手続きを行っていたところ、放射線管理区域の出入口(チェックポイント)の監視員は、諸手続きが完了する前に、既に許可されたものと思い入域させた。

対策として、転入社員の所属長は放射線管理区域への立入許可区分の説明を行い、本人に再認識させるとともに、本研修においては、研修担当箇所が事前に研修受講の申請内容について確認を行うことといたしました。

また、チェックポイント監視員には今回の事象発生後ただちに放射線管理区域への入域者の出入管理の厳正管理を指示し、関係者への事例検討会を開催するとともに、一時立入者の追加入域申請手続きの明確化を図り、要領書等へ反映いたしました。

以 上

*1 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

*2 一時立入者

放射線業務従事者以外の者で、放射線業務従事者の随行によって放射線管理区域に一時的に入域することを許可された者。放射線管理区域に入域する際は、その都度許可が必要となる。

なお、放射線業務従事者とは、業務上、放射線管理区域に立ち入る者であり、個々に放射線の被ばく量を管理される。